

随意契約理由書

神戸市

契約業者名 (事業所名)	協同建設株式会社
工事名	妙法寺川(車地区)改修工事 その6
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由 本事業は、妙法寺川(車地区)において河川整備目標流量を満足するため、河道切り下げを行うものであり、施工にあたっては、河川内での施工を安全に実施するには、渇水期中(11月から5月)に工事を完了させる必要があり、そのためには、可能な限り早期に着工する必要がある。 工事契約にあたり、7/12に競争入札に付したが、7/31の開札の結果、全社辞退となった。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、上記業者に本工事の随意契約を行う。 なお、請負人は当該河川で施工実績(妙法寺川(車地区)改修工事 その2)のある業者を選定した。	
担当部署	建設局西部建設事務所(電話番号:742-2424)

(公表様式第4号)